

## 第4回検討会における主な指摘事項 [議事録抜粋]

### **1. 法制度に関する事項**

#### **(1) 消費者契約法**

(a) 消費者契約法の靈感商法の取消権については、立案当時から狭過ぎるという懸念があった。実際、使いにくいという状況が明らかになっているので、やはり包括的な条項として蘇らせる必要がある。正体隠しで人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隸従関係をつくり出し、自由意思を奪うというような消費者契約については取り消せるというふうに変えていく必要がある。

#### **(2) いわゆる寄附の位置付け**

(b) 契約という概念で説明し切れないものがあるのではないか。それ以外の場面も全て包括するような形の法律、もちろん民法であれば不法行為という方法があるが、それ以外の方法で、場合によっては特別立法といったものも考える余地があるのでないか。

(c) 献金の中には契約と言いにくいものもあるのではないかと思うが、一方で契約でないとすると単独行為になると思うものの、類型のない単独行為は認められないで、その金銭の移転の法的根拠は何だと見るのかという話にもなってくる。贈与契約と決めつけると、現実に献金する前に献金義務が生じるみたいな問題が生じるけれども、一方で自然債務を生じさせる無名契約と捉えることができるのであれば、幅広く救済できるかもしれない。

#### **(3) 法人の解散命令等**

(d) 宗教法人法等の改正で、こうした宗教法人の活動（注：正体隠しで人心に入り込み、恐怖を土台とした支配・隸従関係をつくり出し、自由意思を奪う）は違法である、禁止である、行政的にも認められないということを明確に書くべきではないか。

(e) 政府の出番であり、宗教法人法第78条の2の質問権や報告徴収権を使えば、政府は代表役員、責任役員に対してまで報告を求めることができる。

(f) 解散命令をすると不法行為の債権（の存在）を証明しないといけない。そのためには民事の訴訟と同じことをしなければならないということになると、過去の裁判でも数年がかりの解散命令の申立てになっている。解散命令を申し立

ること自体に膨大な時間がかかる。

同時に、場合によっては、（相手方から）供託をされたら（原告）適格を失う。実務的に言うと、利害関係人、つまり被害者から解散命令の申立てをするというのは著しく困難である。また、国の申立てと当事者の申立ては、両立はするかもしれないが、裁判所的に見ると、立証の問題として原告適格の問題が先にあるから、そこでつまずく。

最終的に清算人がつくということは、清算人の報酬という問題があり、3千円から4千万円程度のお金を清算人に予納金として払わないといけないが、それを被害者から用意することは著しく困難である。

#### (4) その他

### 2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

### 3. 相談対応に関する事項

### 4. その他

(g) （各種の事件について見ると）社会的に遮断して、目的を告げずに接近してくれる。その上で、現実感を変えて、価値観の構造も変えさせて、よいと思っていたことは間違いであり、間違いだと思っていたことをよいものだというように価値を転換させる。そこに持っていくには、抱えている問題を解消させる権威者というのを構築して、そして恐怖感を与えて、やめたら大変なことになるといったようなテクニックというのはほぼ共通している。

そういった点を考えると、いわゆる信教の自由を奪うような心理的な作戦が構築されているのだという認識に立たないと、こういった問題の解決にはつながっていかないのではないか。

（※）第4回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。